

令和4年3月9日
区民部課税課

地方税法等の改正の動向について

現在開会中の第208回国会において、地方税法等の一部改正が予定されており、特別区民税に係る主な内容は以下のとおりである。

1 住宅借入金等特別税額控除の見直し

所得税の住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）の適用について、入居期限を令和7年末まで4年間延長するとともに、新築の認定住宅等について控除期間を13年間とするなど上乗せ措置を講ずる。所得税から控除しきれなかった控除額は、控除限度額の範囲内（最高9.75万円）で個人住民税から控除する。この措置は、令和5年度から適用し、このことによる個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填される。

2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとし、令和6年度分以後の個人住民税について適用する。

3 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとし、令和4年度分以後の個人住民税について適用する。